



## 災害時における緊急業務に関する協定書



平成29年3月

## 災害時における緊急業務に関する協定書

国土交通省四国地方整備局（以下「整備局」という。）と一般社団法人日本補償コンサルタント協会四国支部（以下「協会支部」という。）は、災害時における用地測量及び物件調査等の緊急業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、整備局又は整備局所管の事務所等（以下「事務所等」という。）が必要とする業務を実施するにあたり、協会支部は、これを支援するため、業務の遂行に必要な技術者等の確保及びその動員の方法を定め、もって、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、次のとおりとする。

- 一 四国内における災害発生箇所及びその関係箇所
- 二 整備局が指定する国内における大規模災害発生箇所

### （業務の実施方法）

第3条 整備局は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、協会支部に対して、速やかに業務を実施しうる協会支部の会員の調整を依頼することができるものとする。

- 2 前項の依頼があったときは、協会支部は、速やかに対応可能な会員について整備局に報告を行うものとする。
- 3 整備局又は事務所等は、前項の報告をもとに選定を行い、相手方を決定する。ただし、報告のあった者すべてが資格等を満たさないときは、整備局は、第1項の依頼を再度行うものとする。
- 4 整備局又は事務所等は、前項の規定により相手方を決定したときは、契約に先立ち業務実施のための指示を行うことができるものとする。

### （業務の実施体制）

第4条 協会支部は、業務を迅速に実施できるよう、日頃から体制の整備や必要な技術者等の確保に努めるとともに、協会支部の会員による連絡系統図及び連絡一覧表からなる実施体制表を作成しておくものとし、あらかじめ、整備局に提出しておくものとする。

なお、変更が生じた場合は、変更後、速やかに整備局に報告するものとする。

### （契約の締結）

第5条 整備局又は事務所等は、第3条の規定に基づき、協会支部に調整を依頼し、相手方を決定したときは、速やかに協会支部の会員と業務内容に応じた契約を締結するものとする。

### （損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い、整備局又は事務所等及び協会支部又は協会支部の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は派遣した技術者

並びに各種資機材に損害が生じた場合には、協会支部又は協会支部の会員は、その事実の発生後、遅滞なく、その状況を書面により、整備局又は事務所等に報告するものとし、損害の負担については、整備局又は事務所等と協会支部又は協会支部の会員が協議して定めるものとする。

(地方公共団体からの要請に基づく特例措置)

第7条 整備局及び協会支部は、整備局が管内の地方公共団体から第3条第1項に準じた要請を受けたときは、特例措置として、本協定を準用して適用するものとする。この場合、第3条以下において「事務所等」とあるのは、「整備局管内の地方公共団体」と読み替えるものとする。

(有効期限)

第8条 本協定の期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。

なお、期間満了の1箇月前までに整備局、協会支部のいずれの長からも何ら申し出のないときは、引き続き本協定を期間の満了の翌日より1年間継続するものとし、当該継続期間が満了した翌年以降も同様とする。

2 本協定締結後、整備局又は協会支部のいずれかの申し出があった場合には、整備局及び協会支部双方の長が協議の上、本協定を廃止することができる。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定書に疑義が生じたときは、その都度、整備局及び協会支部双方の長が協議して定めるものとする。

附 則

整備局及び協会支部が締結している「災害時における緊急業務に関する協定書」(平成23年10月25日締結)は、この協定の締結をもって廃止するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、整備局及び協会支部は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月29日

国土交通省

四国地方整備局長 名波 義昭



一般社団法人 日本補償コンサルタント協会  
四国支部長 二川 益行

